

宮津市公報

平成25年8月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

規 則

- 14 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 90 宮津市まちづくり補助金交付要綱の一部を改正する要綱 1
91 宮津市漁業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 1
92 宮津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱 1

公 告

- 24 公示送達 2
25 宮津市営住宅等の入居者の公募 2
26 公示送達 2

教育委員会

《告 示》

- 11 宮津市教育委員会定例会の招集 3

選挙管理委員会

《告 示》

- 14 有権者総数の50分の1の数 3
15 有権者総数の3分の1の数 3
16 有権者総数の6分の1の数 3
17 参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所 3
18 参議院議員通常選挙における各投票区の投票所 4
19 参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ 5
20 参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任 5
21 参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時 6
22 参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任 6
23 参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所 6
24 参議院議員通常選挙における期日前投票所 7
25 参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所 7
26 参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任 7
27 参議院議員通常選挙における投票管理者職務代理者の変更 8
28 参議院議員通常選挙における開票の時刻の繰上げ 8

農業委員会

《告 示》

- 7 宮津市農業委員会総会の招集 8

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月8日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第14号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第10号)の一部を次のように改正する。
別表中「社団法人天橋立観光協会」を「公益社団法人天橋立観光協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第90号

宮津市まちづくり補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年7月4日

宮津市長 井上正嗣

宮津市まちづくり補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市まちづくり補助金交付要綱(平成20年告示第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「旅費及び」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

* * *

宮津市告示第91号

宮津市漁業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年7月8日

宮津市長 井上正嗣

宮津市漁業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市漁業振興対策事業補助金交付要綱(昭和55年告示第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2補助率の欄中「10分の6以内」の次に「。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成25年4月1日から適用する。

* * *

宮津市告示第92号

宮津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年7月8日

宮津市長 井上正嗣

宮津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域公共交通会議設置要綱(平成19年告示第152号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第8号中「社団法人天橋立観光協会」を「公益社団法人天橋立観光協会」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第24号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成25年7月3日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第25号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成25年7月19日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	2	3DK
		C棟	42,000円	1	

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、C棟については、義務教育が終了していない同居親族1人を含む2人以上の同居親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成25年7月25日（木）から平成25年8月8日（木）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 平成25年9月20日（予定）

* * *

宮津市公告第26号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成25年7月23日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第11号

平成25年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成25年7月18日

宮津市教育委員会

委員長 生駒 正子

1 日 時 平成25年7月29日(月)午前10時30分

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第14号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年7月3日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

340人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第15号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年7月3日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

5,664人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第16号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成25年7月3日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

2,832人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第17号

平成25年7月21日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成25年7月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

< 以下省略 >

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第18号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成25年7月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票区名	建 物 の 名 称	所 在 地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	〃 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
第5投票区	宮津市保健センター	〃 鶴賀2109番地の2
第6投票区	城南公民館	〃 京口126番地
第7投票区	城東会館	〃 吉原2573番地
第8投票区	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
第9投票区	宮津市大江山レストハウス	〃 小田413番地
第10投票区	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
第11投票区	中村公民館	〃 中村190番地の1
第12投票区	栗田幼稚園	〃 上司261番地の4
第13投票区	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
第14投票区	矢原公民館	〃 矢原69番地
第15投票区	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
第16投票区	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
第17投票区	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
第18投票区	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
第19投票区	浜公民館	〃 日置590番地
第20投票区	上公民館	〃 日置2583番地の7
第21投票区	下世屋公民館	〃 下世屋(山口神社前)
第22投票区	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
第23投票区	畑婆爺ニアセンター	〃 畑277番地
第24投票区	宮津市デイサービスセンタ-せんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
第25投票区	田原公民館	〃 田原76番地の1
第26投票区	梅ヶ谷公民館	〃 奥波見182番地
第27投票区	里波見公民館	〃 里波見623番地
第28投票区	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
第29投票区	落山公会堂	〃 日ヶ谷4654番地
第30投票区	由良地区公民館	〃 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成25年7月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票所	投票所を開いている時間
第9投票所	午前7時から午後6時まで
第21投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで
第23投票所	午前7時から午後6時まで
第25投票所	午前7時から午後7時まで
第26投票所	午前7時から午後7時まで
第28投票所	午前7時から午後7時まで
第29投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第20号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成25年7月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	<省略>	上山 栄一	<省略>	大井 良竜
" 2 "	"	河島 文衛	"	林崎 芳紀
" 3 "	"	中村 明昌	"	塩田 孝史
" 4 "	"	森口 英一	"	森山 英樹
" 5 "	"	高村 一彦	"	大上 仁志
" 6 "	"	尾崎 吉晃	"	松本 隆幸
" 7 "	"	三宅 秀明	"	横谷 宏明
" 8 "	"	小牧 美忠	"	早川 善朗
" 9 "	"	田中 修二	"	橋本 一郎
" 10 "	"	松井 正之	"	河原 浩志
" 11 "	"	公庄 哲	"	福田 憲通
" 12 "	"	永濱 敏之	"	高松 信久
" 13 "	"	木村 裕志	"	田野 博司
" 14 "	"	宮前 善有	"	中嶋 章夫
" 15 "	"	坂根 雅人	"	西原 誠二
" 16 "	"	笠井 裕代	"	松島 義孝
" 17 "	"	山口 孝幸	"	永濱 智恵美
" 18 "	"	細野 英	"	千阪 季成

" 19 "	"	藤村光代	"	辻村範一
" 20 "	"	居村真	"	吉田典彦
" 21 "	"	大銅浩助	"	黒田浩
" 22 "	"	小谷栄一	"	小西正樹
" 23 "	"	松崎正樹	"	藤原健二
" 24 "	"	前田繁	"	沖光博
" 25 "	"	藤田憲一	"	中村善之
" 26 "	"	橋本治	"	小池康文
" 27 "	"	中鷹陽太郎	"	谷口宏幸
" 28 "	"	宮崎茂樹	"	黄前佳之
" 29 "	"	山根洋行	"	安達仁和
" 30 "	"	小西肇	"	矢野善記

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第21号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

平成25年7月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

- 1 開票場所
開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地
- 2 開票日時
平成25年7月21日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第22号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成25年7月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

開票管理者

住所 <省略>

氏名 堀口善一

開票管理者職務代理者

住所 <省略>

氏名 小谷久代

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第23号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成25年7月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

- 1 日時 平成25年7月18日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第24号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成25年7月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第25号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定した。

平成25年7月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

施設名	所在地
宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第26号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成25年7月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

期日前投票所投票管理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<省略>	堀 口 善 一	平成25年7月5日 平成25年7月8日 平成25年7月11日 平成25年7月14日
"	小 谷 久 代	平成25年7月10日 平成25年7月12日 平成25年7月19日
"	白 石 肇 子	平成25年7月15日 平成25年7月16日 平成25年7月18日 平成25年7月20日
"	小 藪 善 和	平成25年7月7日 平成25年7月9日 平成25年7月13日 平成25年7月17日
"	千 賀 博 文	平成25年7月6日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<省略>	石倉 ひとみ	平成25年7月5日から 平成25年7月20日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第27号

平成25年7月4日付け宮津市選挙管理委員会告示第20号により選任した参議院議員通常選挙における第16投票区の投票管理者職務代理者を、下記のとおり変更する。

平成25年7月20日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口 善一

記

変更する投票管理者職務代理者

変更前 住所 <省略>

氏名 松島 義孝

変更後 住所 <省略>

氏名 谷口 博美

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第28号

平成25年7月4日付け宮津市選挙管理委員会告示第21号で告示した平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票の時刻は9分繰り上げ午後8時51分とする。

平成25年7月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口 善一

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第7号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成25年7月3日

宮津市農業委員会
会長 小嶋 保徳

1 日 時 平成25年7月10日(水) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第16号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第17号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第18号 非農地証明について

議第19号 宮津農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について